

一宮町 AI 活用アドバイザー設置要綱を次のように定める。

令和 7 年 12 月 10 日

一宮町長

馬淵 昌



一宮町告示第 64 号

一宮町 AI 活用アドバイザー設置要綱

(設置)

第 1 条 町は、町政の推進、町が抱える課題の解決及び住民サービスの向上のために、AI の活用について、幅広い知識及び経験を有する外部専門家から助言・提言を受けることを目的として、一宮町 AI 活用アドバイザー(以下「アドバイザー」という。)を設置することができる。

(職務)

第 2 条 アドバイザーは、町長の求めに応じ、町が抱える課題、町の施策等に関し、町政全般にわたり専門的な見地から必要な助言・提言等を行うものとする。

(委嘱)

第 3 条 アドバイザーは、高い識見と経験を有する者の中から町長が委嘱する。

(報酬)

第 4 条 アドバイザーは、原則として無報酬とする。

(任期)

第 5 条 アドバイザーの任期は、委嘱された会計年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(守秘義務)

第 6 条 アドバイザーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後

も、同様とする。

(解嘱)

第7条 町長は、アドバイザーが次の各号のいずれかに該当するときは、第5条の規定にかかわらず、解嘱することができる。

- (1) 本人から解嘱の申し出があったとき。
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又は長期にわたり療養を要する場合
- (3) アドバイザーとしての適性を欠く行為があった場合
- (4) その他特別の事情があると認めた場合

(庶務)

第8条 アドバイザーに関する庶務は、総務課DX推進室において処理する。

(雑則)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年12月10日から施行する。